



## 中村川水系中村川等を「特定都市河川」に指定します

令和4年8月出水で甚大な被害が発生した中村川では、再度の浸水被害防止・軽減を図る「中村川流域治水緊急対策」を策定し、流域関係者が協働して一体的・計画的に取り組を進めています。

一方で、気候変動による降雨量の増加や海面潮位の上昇等を考慮すると、浸水リスクは今後さらに増加すると予想されることから、流域治水の取組を深化し、実効性の高いものとする必要があります。

このため、県では、中村川水系中村川等を「特定都市河川」に指定し、法的枠組みのもとで、上記流域治水の取組を更に推進していくこととしました。

特定都市河川の指定に伴い、流域内における一定規模以上の開発行為に対し、雨水の流出を抑える対策を求めるほか、河川改修や内水対策等のハード対策をより一層、強化することにより、更なる流域の安全・安心の確保に取り組めます。

### ■ 指定日

令和6年7月31日

### ■ 指定河川及び特定都市河川流域図の閲覧場所（表）

| 水系名及び河川名  | 閲覧場所   | 関係市町村       |
|-----------|--|-------------|
| ①中村川水系中村川 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川砂防課</li> <li>・中南地域県民局地域整備部</li> <li>・西北地域県民局地域整備部</li> </ul> | 弘前市<br>鱒ヶ沢町 |
| ②中村川水系徳明川 |  |             |
| ③中村川水系堀切川 |  |             |

特定都市河川流域図は県ホームページでもご覧になれます。

【URL】 <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/tokuteitosikasen.html>

【二次元コード】



| 報道機関用提供資料         |                    |
|-------------------|--------------------|
| 担当課               | 県土整備部河川砂防課         |
| 担当者               | 企画・防災グループ GM 栗生 暁一 |
| 電話番号              | 直通:017-734-9662    |
|                   | 内線:6730            |
| 報道監 県土整備部 次長 米田 均 |                    |

## 特定都市河川の指定・公表について（中村川水系中村川等）

### 1 要旨

弘前市及び鱒ヶ沢町を流れる中村川では、令和4年8月出水により鱒ヶ沢町市街地に甚大な被害が発生したことから、再度の浸水被害防止・軽減を図る「中村川流域治水緊急対策」を策定し、流域関係者が協働して一体的・計画的に取り組を進めてきたところである。

一方で、気候変動による降雨量の増加や海面潮位の上昇等を考慮すると、浸水リスクは今後さらに増加すると予想されることから、流域治水の取組を深化し、実効性の高いものとする必要がある。

このことから、県では、中村川水系中村川等を特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」に指定し、法的枠組みのもとで、上記流域治水の取組を更に推進していくこととしました。

特定都市河川指定に伴い、流域内における一定規模以上の開発行為（雨水浸透阻害行為）に対し、雨水の流出を抑える対策を求めるほか、河川改修や内水対策等のハード対策をより一層、強化することにより、更なる流域の安全・安心の確保に取り組む。

#### ※ 流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生等の対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

#### ※ 特定都市河川浸水被害対策法

都市部を流れる河川の流域において、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図る法律。令和3年に一部改正され、河道等の整備のみでは浸水被害の防止が困難な河川及びその流域が指定対象となり、全国で流域一体となった浸水被害対策の推進を図ることとされた。

### 2 指定・公表河川

(1) 指定・公表年月 令和6年7月31日

(2) 指定河川

| 水系名及び河川名  | 関係市町村       |
|-----------|-------------|
| ①中村川水系中村川 | 弘前市<br>鱒ヶ沢町 |
| ②中村川水系徳明川 |             |
| ③中村川水系堀切川 |             |

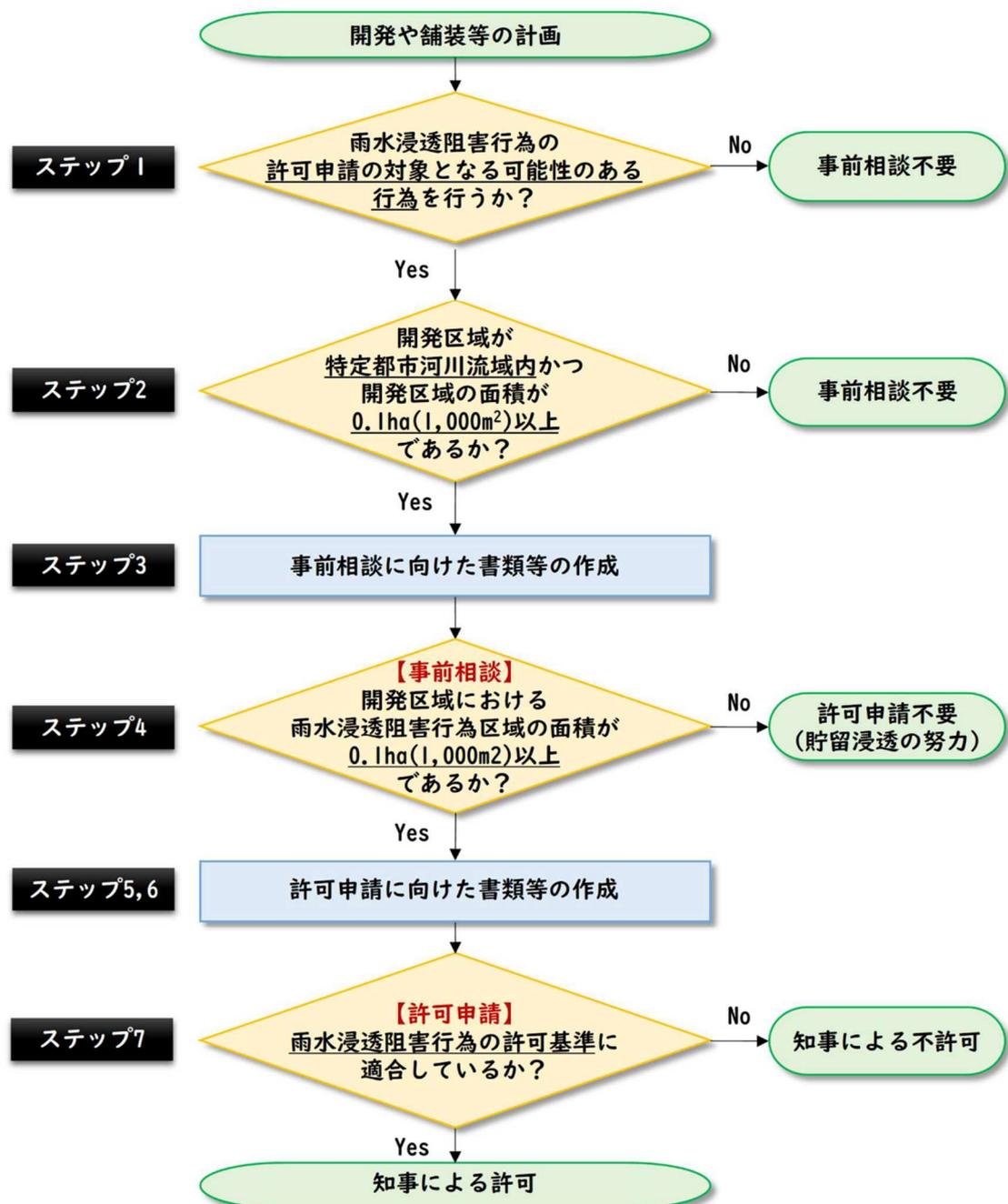
(3) 指定流域 別紙参照

### 3 許可申請の対象となる雨水浸透阻害行為

特定都市河川流域においては、河川管理者等が計画的に行う浸水被害防止のための対策による効果が減殺しないようにするため、開発等の行為（雨水浸透阻害行為）により生じる流出雨水量の増加について、当該行為を行う者（開発事業者等）による対策が必要となる。

宅地等以外の土地で行う一定規模（1,000 m<sup>2</sup>）以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、雨水流出量が増加する分を対策工事により抑制し、行為前の流出雨水量と同等となることを確認した上で、県が許可を行う。

当該行為を行う場合は、ホームページ上で公表済みの「許可申請手引き」に基づき、必要書類を作成した上で、事前相談や許可申請を行うこととなる。



図：許可申請に向けた全体の流れ

# 特定都市河川流域図

